

令和2年第2回（6月）大磯町議会定例会

議案第28号説明資料

令和2年6月2日

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2

福祉課

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

平成26年の介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられました。

令和元年10月から、消費税率10%が導入されたことに合わせて、令和2年3月30日付けで介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が改正され、第1段階～第3段階の保険料の軽減が可能となったことに伴い、同様の軽減を図るため、大磯町介護保険条例の一部を改正します。

○ 改正内容

1 保険料の軽減

世帯全員が住民税非課税の世帯に属する第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減します。

第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画における
保険料の基準額（年額） 68,400円

第1段階～第3段階の保険料（年額）・負担割合比較表

保険料段階	現行	改正後	差額
第1段階	25,650円	20,520円	△5,130円
	0.375	0.3	—
第2段階	42,750円	34,200円	△8,550円
	0.625	0.5	—
第3段階	49,590円	47,880円	△1,710円
	0.725	0.7	—

2 施行日

公布の日から施行します。

3 経過措置

今回の改正は令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、適用しません。

大磯町介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,520円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>34,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>47,880円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,650円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>25,650円</u>」とあるのは、「<u>42,750円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>25,650円</u>」とあるのは、「<u>49,590円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5条～第15条 省略</p>	<p>第5条～第15条 省略</p>
<p><u>附 則</u></p>	
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p>2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	
<p>別表 省略</p>	<p>別表 省略</p>